

令和 2 年 5 月 1 日

各保護者 様

鴻巣市教育委員会教育長

臨時休校期間の変更についてのお知らせ

日頃より、本市の教育活動について、ご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

本市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年4月24日に、休校期間を5月20日（水）までとするとともに、県の要請に基づいて延長することもあるとしておりました。この度、埼玉県教育委員会教育長から5月31日（日）まで臨時休校とする要請があったことから、改めて本市としても5月31日（日）まで臨時休校とすることとしました。

引き続いての休校措置により保護者の皆様には、重ねてのご負担をお願いすることとなり申し訳なく存じますが、なにとぞご理解をいただくとともに、引き続きお子さんの健康管理等に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日時点での対応であり今後新たな対応となる場合がございます。

記

1 休校とする期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2 入学式について

- ・小中学校とも予定どおり5月7日（木）各学校の計画に基づいて実施します。

3 給食の開始時期について

- ・給食の開始時期については、小中学校ともに原則として6月8日（月）からと変更します。
- ・小学校1年生についても、6月8日（月）から、完全給食となります。

4 その他

- ・不要不急の外出を控えるようご家庭でお話してください。
- ・今後の対応につきましては、変更することもございます。市や学校のホームページをこまめにご確認ください。また場合によっては、学校から緊急メールにてご連絡することもあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。